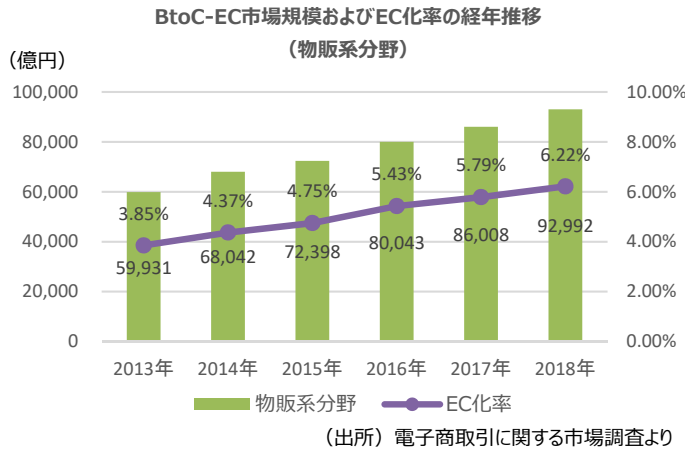


## 1. はじめに

- スマートフォン等の普及・決済機能の多様化等により消費者へ幅広く浸透し、取引形態も複雑化。
- 物販系分野における日本国内の消費者向け電子商取引規模は平成30年に約9兆円となり、5年前の平成25年（約6兆円）と比べると1.5倍に拡大し、対前年度伸び率は8.12%となっており、本分野が引き続き進展していくと想定。

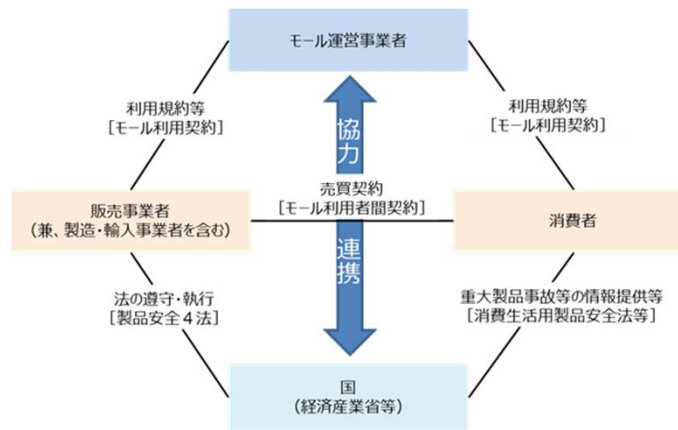


- 製品安全4法<sup>※1</sup>は、規制対象製品の製造・輸入を行う事業者に対し、国への届出とともに、技術基準の適合性を確認し、その上で、法令で求められる表示（PSマーク等）を貼付することを義務づけ。また、規制対象製品を国内で販売する事業者に対し、PSマーク等が貼付されているものでなければ、販売及び販売目的の陳列を禁止。

## 2. 製品安全規制と取引の流れ

- 国は、規制対象製品を販売する事業者に違反が確認された場合には当該製品の販売を中止させるなどの措置や、重大製品事故に関する情報を公表し、製造・輸入事業者のリコール実施情報や製品安全に関する情報も消費者へ提供し、危害防止を図っている。
- 事業者や消費者へ取引の「場」を提供するモール運営事業者<sup>※2</sup>は、利用規約を設け、利用者に遵守することを求めるとともに、個人情報の扱いを含め、当該ショッピングモール等の利用に際しての諸条件を規定。

国の製品安全に関する取組とモール運営事業者が介在する取引関係イメージ



## 3. 国・モール運営事業者の取組・連携

- 国は、法令に基づく指導等に加え、インターネッ

ト取引を行う販売事業者に向けたホームページで販売事業者が行うべき事項を掲載。製品安全4法の概要資料、インターネットで多く取引されている規制対象製品例を明示。

- モール運営事業者は、利用規約のほかにガイドライン等で販売事業者に対しルールを設けるなど様々な取組を行うことによって、ショッピングモール等で取り扱う製品の安全性を確保。

【モール運営事業者による取組の例】

- 販売事業者に対する利用規約等での製品安全4法遵守の明確化
- 規制対象製品にPSマークが付されていることがわかる画像を販売ページにおいて明示するように、ガイドライン等で規定
- 一部の規制対象製品に係る販売前の書類審査の実施
- 販売されている製品の監視（ネットパトロールの実施）、危害を及ぼす恐れのある製品や製品安全4法に違反する製品の削除
- 危害を及ぼす恐れのある製品に関する販売事業者及び購入者への注意喚起（メールや掲示板等での情報発信）

※1 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の4法を指す。

※2 オンライン・ショッピング・モール、インターネット・オークション、オンライン・フリーマーケットを運営する事業者。

- 両者による定期的な連絡会合等の実施を通じ、国による情報提供、協力依頼、販売停止の要請等が行われ、モール運営事業者による販売事業者に対する注意喚起と販売停止措置を実施。さらに、ネットパトロールにおいても、協力体制を構築。

これらの取組は、消費者の危害防止に大きく貢献。

## 4. 違反及び重大製品事故の現状等

- 経済産業省で確認した平成30年のインターネット取引における販売事業者の違反件数は316件。このうちオンライン・ショッピング・モールでの違反件数は294件。国及びモール運営事業者の取組や両者の協力・連携を強化し、違反製品の流通をさらに抑える必要がある。
- インターネット取引に共通の課題として、製品安全4法で規制する「販売の目的で陳列してはならない」の「陳列」について、インターネット上においてどのような行為を対象とするのか不明確。
- 最近の製品事故では、充電式掃除機用などとして販売された純正品でないバッテリーパックによる火災が連続して発生。当該重大製品事故報告によると、その多くがオンライン・ショッピング・モールで購入された製品だが、掃除機等の本体を扱っている事業者のみから報告がなされる場合が太宗。対して、純正品でないバッテリー

パックの輸入事業者からの事故報告は1件。結果として、消費者への注意喚起、事故原因の究明等の指導も行えない。

- モール運営事業者へ購入履歴等のデジタルデータが集積されるという特徴があり、モール運営事業者が有する情報収集・分析・発信力や消費者に対する信頼性などモール運営事業者の強みを活かした取組は、今後こうした状況の改善に寄与するものと期待。

## 5. 期待される今後の取組

### (1)国による取組

- インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービスも活用し、効果的な広報や啓発の実施。
- モール運営事業者の取組に応じて、国が有する製造・輸入事業者の届出情報の効果的・効率的な活用の在り方を検討。
- 製品安全4法に違反する製品を国内に流通させる海外直販事業者に対し、二国間・多国間連携。当該販売サイトの公開停止措置や消費者への情報提供。
- モール運営事業者による取組促進のため、製品安全に関する情報提供及び取組の進捗状況の把握。
- モール運営事業者が行う規制対象製品に係る表示の確認にあたって、対象とする製品の特定や確認時に入手すべき情報を整理し、要件を定めモール運営事業者に要請を行う。

### (2)モール運営事業者による取組

- モール運営事業者がリコール情報等を当該製品の購入者へ直接的に提供。あるいは、製造・輸入事業者に対し、同者が実施する危害防止のための取組に資する情報を提供。
- 規制対象製品を販売する事業者に対し、製品安全4法に定められた表示の有無を確認。
- モール運営事業者が確認した違反製品の情報について、連絡会合等を通じ、他モール運営事業者と共有。
- 販売事業者に対する製品安全4法の周知、消費者行動の促進等のため、製品安全に関する情報を提供。

モール運営事業者による取組は、規制対象製品が多岐にわたることから、違反对応や事故報告が多い製品など危害を及ぼす恐れの高い製品を中心とし、また、モール運営事業者のショッピングモール等の仕組みが異なることからそれぞれの仕組みに応じた具体的かつ実効的な取組を検討し、推進することが望ましい。

### (3)消費者による取組

- 購入や出品を行う取引の当事者として消費者自身が、取引前後にできることを改めて確認。
- モール運営事業者が構築している通報機能等のツールを活用し、自らが確認・経験した安全に関する情報を発信。